

審査の対象となる製品の種類と分類

(1) 種類

木材防腐剤：木材の腐朽を防止するために木材に処理する薬剤

木材防蟻剤：しろありによる食害から木材を保護するために、木材に処理する薬剤

木材防黴剤：辺材変色菌及び表面汚染菌による変色及び汚染から木材を保護するために、木材に処理する薬剤

木材防虫剤：しろありを除く木材食害虫を駆除し、食害を予防するために木材に処理する薬剤

木材防腐・防蟻剤：腐朽及びしろありによる食害から木材を保護するために、木材に処理する薬剤

防蟻剤(土壌処理用等)：しろありによる食害から木造建築物を保護するために、建築物周辺の土壌に処理する薬剤

保存処理木質材料：腐朽及び/又は木材食害虫による食害を予防するための薬剤を処理した木材・木質材料

保存処理非木質材料：腐朽及び/又は木材食害虫による食害を予防するための薬剤を処理した非木質材料

その他、木材保存に関連する薬剤又は材料：腐朽及び/又は木材食害虫による食害を予防する性能を有する上記 ~ 以外の薬剤または材料

(2) 性能項目

防腐性能：木材等の腐朽を防止する性能

防蟻性能：しろありによる食害から木材等を保護する性能

防虫性能：しろありを除く木材食害虫から木材等を保護する性能

防黴性能：辺材変色菌及び表面汚染菌による変色及び汚染から木材等を保護する性能

(3) 用途・適用範囲

薬剤

加圧処理用

表面処理用

接着剤混入用

土壌処理用

ベイト工法用

その他具体的な用途

材料

床下地面被覆用

モルタル下地用

住宅土台用

その他具体的な用途

制定 平成19年7月17日 住木技発19第224号
改訂 平成20年6月17日 住木技発20第228号